

公益社団法人北海道社会福祉士会役員選出規則

規則第4号

2013年4月1日制定

2016年6月11日一部改正

2025年3月22日一部改正

（目的）

第1条 この規則は、公益社団法人北海道社会福祉士会（以下「本会」という。）定款第22条第1項に規定する役員（以下「役員」という。）の選任に関して、基本的事項を定めることを目的とする。

（候補者選出方法）

第2条 本会の役員候補者の選出方法は、次のとおりとする。

- （1）会員理事 立候補制とし、定数は、定款の定める定数から、外部理事を除いた数とする。
 - （2）外部理事 理事会の決議により候補者を1名選出する。
 - （3）会員監事 理事会の議決により候補者を1名選出する。
 - （4）外部監事 理事会の議決により候補者を1名選出する。
- 2 外部理事の選出にあたっては、医療関係者、保健・福祉関係者等から推薦を受けた者とする。
- 3 監事候補者の選出にあたっては、十分な知識や経験を有する者とする。

（選挙管理委員会の告示）

第3条 会長は、理事会の承認を得て、会員理事選挙が実施される年の前年の9月1日から4週間、正会員に対し選挙管理委員会（以下「委員会」という。）委員（以下「委員」という。）3名の公募を行うものとする。

- 2 前項の規定による公募に対して定数を超える応募があった場合は、理事会は、無作為な抽選によって委員を決するものとする。
- 3 応募者数が定数に満たない場合は、理事会が候補者としてふさわしいと判断される委員を推薦することができる。なお、判断するにあた

っては、地域性を考慮の上、当該会員の了解を得るものとする。

- 5 その他委員の公募に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(委員会)

第4条 会員理事選出に係る公正な事務を行うため、委員会をおく。

- 2 本会の会員理事選挙の執行管理は、委員会が行う。
- 3 本会の会員理事選挙に係る庶務は、事務局が行う。
- 4 委員長は、委員の中より互選する。
- 5 委員長は、委員会を代表し、選挙の管理並びに選挙に関する業務を統轄する。なお、必要に応じて理事会に出席することができる。
- 6 会長は、前条の公募を経て委員を委嘱する。
- 7 委員の任期は、委嘱の日から役員が選出される日までとする。
- 8 委員は、選挙に関して知り得た事項を任期中もしくは退任後も他に漏らしてはならない。

(職務)

第5条 委員会は、次に掲げる選挙業務とその管理を行う。

- (1) 選挙の告示
- (2) 選挙人名簿の作成
- (3) 立候補の受付と告示
- (4) 選挙公報の作成および交付
- (5) 投票用紙の作成および交付
- (6) 投票および開票の管理
- (7) 選挙の管理および告示
- (8) その他、選挙に関する必要事項

(選挙の告示)

第6条 委員会は、会員理事が選任される年の前年の12月1日から4週間、本会のホームページにおいて選挙の実施を告示し、理事候補者を公募する。

(理事候補者の資格要件)

第7条 理事候補者は、次の各号の全てに該当することを要する。

(1) 会員理事選任のための告示の日において本会の正会員であること。

(2) 本会の会費について未納または滞納の状態にないこと。

(3) 前2号の要件を満たす正会員3人の推薦者（委員及び理事候補者を除く）を有すること。

（候補者の届出）

第8条 選挙に立候補する正会員は、所定の届出書を選挙実施の告示が行われた時点から4週間以内に委員会に提出し、委員会により前条に定める資格要件（以下「資格審査」という。）に適合することが確認されたことを経て、理事候補者となる。

2 委員会は、資格審査にあたって、必要最低限の事項を閲覧することができる。

（理事会による候補者の推薦）

第9条 前条による理事候補者数が定款で定める定数に満たない場合は、理事会が候補者としてふさわしいと判断される正会員を推薦することができる。なお、判断するにあたっては、地域性を考慮の上、当該正会員の了解を得るものとする。

2 理事会は、前項により理事候補者の氏名等を委員会に提出し、委員会により資格審査に適合することの確認を受けなければならない。

（被選挙資格の取消）

第10条 第8条による資格審査に合格した理事候補者又は前条により理事会により推薦された理事候補者が、告示の前に被選挙資格の無いことが判明した場合は、当該理事候補者資格は取消され、選挙に立候補することはできない。

（候補者の告示）

第11条 理事候補者は、会員理事が選任される年の1月末日までに本会のホームページに掲載する等により公表する。

（投票を行わない会員理事の選出）

第12条 会員理事の定数が第2条第1項第1号に定める数に満たない場合は、正会員による投票を行わず、理事候補者として選出する。

（郵送投票）

第 13 条 第 2 条第 1 項第 1 号に定める会員理事の数に対し理事候補者数を超える場合は郵送投票を行うものとする。

2 理事候補者の氏名を記載した投票用紙は、会員理事選挙が実施される年の 2 月末日までに正会員に郵送により配布することとする。

(投票の方法)

第 14 条 正会員は、前条により配布された投票用紙を用いて、会員理事が選任される年の 3 月末日までに委員会宛に到着するよう、郵送により投票する。なお、締切日当日の消印は、有効とする。

(選挙による理事候補者の決定)

第 15 条 委員会は、締切日までに到着した投票用紙を集計し、有効得票数に関わらず各地区支部から 1 名ずつ選出する。ただし、当該地区支部から立候補者がいない場合は、この限りではない。

2 委員会は、同一の地区支部から複数名の立候補があった場合は、得票数の最も高い者を会員理事候補者として決定する。

3 委員会は、前 2 項による決定の後、得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を理事候補者として決定する。得票数が同じ場合は、委員会によるくじ引きによって決定する。

(選挙の終了)

第 16 条 理事候補者の選出をもって、会員理事選挙の終了とする。

(補欠の理事候補者)

第 17 条 第 15 条で選出された理事候補者以外の次点者を補欠の会員理事候補者とする。次点者の序列は有効得票数の多い順とする。得票数が同じ場合は、委員会によるくじ引きによって決定する。

(理事候補者の公表)

第 18 条 委員会は、全理事候補者の氏名を当該候補者の決定後最初に行われる理事会に報告するとともに、本会のホームページに掲載する等により公表する。

(繰り上げ当選)

第 19 条 当選者が当選の日から任期開始後 60 日までの間に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任または辞退したときは、次点者を繰り上げ

当選者とする。

2 任期開始後 60 日を超えて欠員が生じたときは、理事会において補欠選挙の有無を決める。

(役員候補者名簿の告示)

第 20 条 役員候補者の名簿は、最初に行われる理事会に報告するとともに、本会のホームページに掲載する等により公表する。

(役員選任方法)

第 21 条 役員の総会における選任方法は、次のとおりとする。

(1) 会員理事 理事候補者ごとに信任投票を行い、過半数をもって決する。ただし、選挙により理事候補者が選出された場合は、法令等に反しない限り、合理的な方法により決議をすることを妨げない。

(2) 外部理事 信任投票を行い、過半数をもって決する。

(3) 会員監事 信任投票を行い、過半数をもって決する。

(4) 外部監事 信任投票を行い、過半数をもって決する。

(委任)

第 22 条 この規則に定めるものの他必要な事項は、理事会において別に定める。

(改廃)

第 23 条 この規則を改正するときは、総会の承認を得なければならない。

附 則

1 この規則は、本会設立の日から施行する。

附 則

この規則は、2016 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、2025 年 3 月 22 日から施行する。